第６章

計画の推進に当たって

第６章　計画の推進に当たって

１　計画推進に向けた関係機関の役割

こどもの育ちを地域全体で支え、こどもの権利を保障するまちにしていくためには、行政の力だけではなく、地域や関係機関等との連携・協働が不可欠です。地域の子育て支援団体、ＮＰＯ法人、企業などと協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるため、ネットワークを構築していきます。

また、町に関わる全ての人に対し、「音更町こども計画」に係る事業や施策の理解促進を図るとともに、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域が一体となってこどもの権利保障の視点から計画を推進していきます。

２　包含する計画について

（１）子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策行動計画

子ども・子育て支援法に基づき、全てのこどもと子育て家庭を対象とし、今後進めていく施策の方向性や目的などを定めたものです。

また、次世代育成支援対策推進法（令和６（2024）年改正により令和 17（2035）年３月 31 日まで延長）に基づき、これまで進めてきた「音更町次世代育成支援対策行動計画」における取組についても、こどもと子育て家庭に関わる施策を体系し、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、関連計画等と整合性を持ったものとして「子ども・子育て支援事業計画」を策定して、推進してきました。

（２）こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

こどもの貧困対策に関する大綱に基づき、こどもたちやその保護者に対し、実態に応じた必要な支援を行うことで、こどもの貧困解消に向けた対策のためのものとして「子どもの貧困対策推進計画」を策定して、推進してきました。

（３）子ども・若者計画

子供・若者育成支援推進大綱に基づき、こども・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

こども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、様々な体験を積み、自立の機会と活躍の場を得ることが必要であり、そのために地域が一丸となってこども・若者の育成に関わるための施策を推進してきました。